



我孫子市創業支援補助金の申請にあたり、よくお受けする質問を Q&A にまとめました。ご申請前にご参照ください。

◎補助金全般に関して

Q1) 我孫子市民でなくても補助金対象になりますか？

A1) 補助金交付決定後の初回の実績報告までに、以下の要件を満たしている必要があります。

- 個人事業者：市内に居住していること。
- 法人：市内を本店所在地とした登記が行われていること。
(※法人の場合、申請者本人が市内に居住する必要はありません。)

Q2) 自宅は補助金対象になりますか？

A2) 対象になりません。市内の事業所等を賃借して事業をするものが対象になります。

【参考】我孫子市創業支援補助金交付要綱第 2 条第 4 号（抜粋）

- (4)事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設、臨時のものその他の設置が恒常的でないもの及び住居兼用のものを除く。）であって、その用途が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の関係法令に違反していないものをいう。

Q3) 兼用住居を賃貸して事業を行う予定（店 1 階・住居 2 階）ですが、補助金対象になりますか？

A3) 対象になりません。補助金の対象となる事業所等を以下のとおり要綱に定めています。

※A2) 【参考】我孫子市創業支援補助金交付要綱第 2 条第 4 号（抜粋）をご参考ください。

Q4) 事業物資や商品を置く場所（倉庫）としてのみ賃貸する物件は対象になりますか？

A4) 事業所等として事業の用に供さない場合、対象になりません。

※A2) 【参考】我孫子市創業支援補助金交付要綱第 2 条第 4 号（抜粋）をご参考ください。

Q5) 家賃の消費税や管理費・共益費・駐車場なども補助金に含まれますか？

A5) 家賃（税抜額）のみが対象となり、それ以外は含まれません。

Q6) 賃借物件の契約は補助金申請者本人でないと駄目ですか？

A6) 補助金申請者ご本人様がご契約ください。

※補助金申請者ご本人様が契約できない特段の理由がある場合には、事前にご相談ください。

Q7) 現在、開業後 4 年で、今年補助金を申請予定（申請時は開業 5 年未満）です。補助金対象期間中に開業 6 年目を迎えますが、支障ありますか？

A7) 補助金交付申請時点で開業 5 年未満であれば対象となります。

Q8) 今の事業を始めて 2 年目ですが、過去に別の事業で起業した場合でも補助金の対象になりますか。

A8) 複数の事業を営んでいる場合、補助金交付申請日時点で営んでいる事業のうち最も古い開業日から起算して 5 年未満であれば対象となります。（既に廃業届を提出している事業期間は含みません。）

Q9) 補助金交付申請から補助金交付決定まで、時間はどれ位かかりますか？また、申請時期で何か気をつける点などありますか？

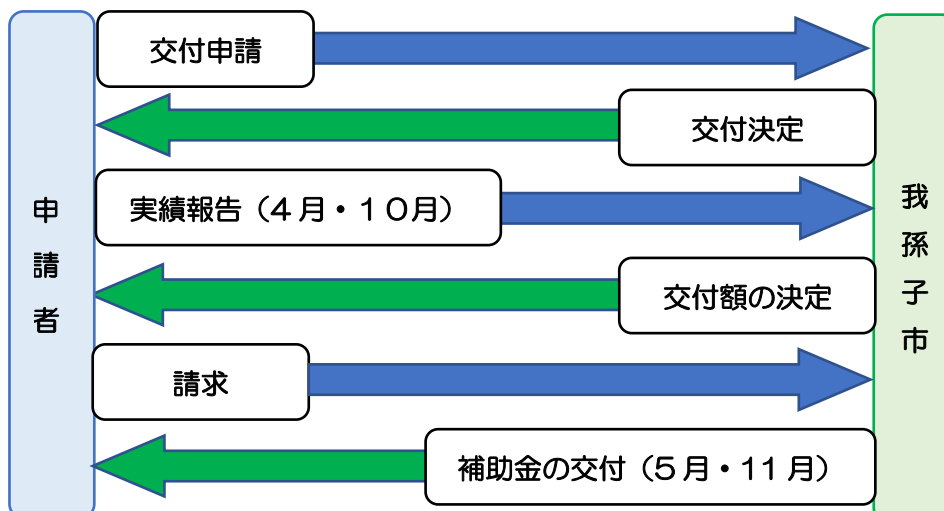
A9) 予算状況によりすぐに申請を受付できない場合がありますので、申請時期につきましてはご相談の際にご案内しています。

Q10) 補助金はいつ支給されますか？また、前払いと後払いのどちらですか？

A10) 後払いです。補助金交付決定日の翌月から 1 年間の賃借料が補助対象経費となります。実績報告（4 月・10 月）及び請求のお手続きをいただいた後、補助金を交付します。

- ・実績報告ごとにご請求の場合：通常 5 月、11 月に交付
- ・1 回にまとめてご請求の場合：通常 5 月に交付

●手続きの流れ（例）



Q1 1) 我孫子市商工会への入会が条件ですが、入会費用はどれ位ですか？またいつまでに入会すればよいですか？

A1 1) 入会金 1,000 円、月会費 1,200 円×12 か月（個人・法人共）になります（令和 5 年 4 月 1 日時点）。補助金交付申請時までにご入会の手続きをお願いします。入会手続きの詳細につきましては、我孫子市商工会（04-7182-3131）までお問い合わせください。

Q1 2) 商工会と商店街は同じ組織ですか？

A1 2) 異なります。当補助金の交付を受けるには我孫子市商工会への入会が必要となります。

Q1 3) 転入したばかり（又は実績報告までに市内に転入予定）ですが、市税の確認等はどのようにすればよいですか？

A1 3) 以前居住されていた自治体発行の「市税の滞納がないことを証明する証明書等（※名称は各自治体で異なります）」を添付いただきます。

◎創業塾等に関して

Q1 4) 我孫子市以外で塾を受けても補助金対象者になりますか？

A1 4) A13 の実践創業塾（年 1 回開催）、女性起業ラボ（年 1 回開催）、創業スクール（年 2 回開催）のいずれかを修了された方が、補助金申請対象者となります。

Q1 5) 知人と一緒に開業予定です。代表者は自分ですが時間が無く塾に参加できません。代わりに従業員となる知人が創業塾を受けても補助金対象になりますか？

A1 5) 対象になりません。代表権を有する方が必ず創業塾を受講してください。



創業支援補助金の活用をご検討の際は、
事前に企業立地推進課までお問合せください。